

牧之原市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、牧之原市長から監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年12月1日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂
同 大井 俊彦



牧 総 第 2 1 6 号
令和 4 年 12 月 1 日

牧之原市監査委員 飯塚 貴穂 様
牧之原市監査委員 大井 俊彦 様

牧之原市長 杉本 基久 様



令和 4 年度 学校監査に関する報告及び意見について

令和 4 年 10 月 5 日付け牧監第 63 号により通知のあった令和 4 年度 学校監査に関する報告及び意見について、別紙のとおり措置状況を報告します。

牧之原市役所総務課
担当：八木
電話：0548-23-0050



令和4年度の監査指摘事項に対する措置状況について

坂部保育園

令和4年度の実地監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【子ども子育て課】</p> <p>(1) 郵券の管理について、受払簿と郵便切手の残枚数を照合したところ、過不足なく保管されていることを確認した。また、備品の管理についても、備品管理システムにより適正に行われている。今後も適切な管理と事務処理に努めていただきたい。</p> <p>(2) 消火器、火災通報装置及び非常用放送設備等の点検については、人命に係わることであるので、今後も法令等に基づき適切に実施していただきたい。また、点検結果の内容確認や修繕等を要する場合の対応についても迅速に行うようお願いしたい。</p>	<p>(1) 今後も適正に実施していきます。</p> <p>(2) 今後も適正に実施していきます。また、点検結果の内容確認や修繕等においても迅速に対応することを基本とし、施設改善行動基準を定め、計画的に維持補修に努めます。</p>

令和4年度の監査指摘事項に対する措置状況について

榛原中学校

令和4年度の実地監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【教育総務課・学校教育課】</p> <p>(1) 中学校の部活動を地域団体や民間事業者に委ねる「地域移行」が段階的に進められることになるが、移行先の選定等にあたっては、勝敗等にこだわる余り、競技一辺倒になってしまうなど、本来の部活動の目的を逸脱してしまうことがないよう留意願いたい。また、少子化の中でも、子供たちがスポーツや文化活動を継続して親しむことができる環境の整備に努めていただきたい。</p> <p>(2) 老朽化に伴う校舎及び付帯設備等の修繕については、学校再編計画との絡みがあることから、今後の方針や方向性等を示した上で計画的に対応していただきたい。</p>	<p>(1) 部活動に対する児童生徒や保護者のアンケートでは、現在の部活動に対する満足度や依存度が高いことが結果から明らかになっています。部活動の地域化については、検討委員会でスポーツ団体や文化団体等、様々な方々からご意見をいただきながら慎重に整備をしていきます。</p> <p>(2) 学校施設の老朽化は著しいが、学校再編に伴う義務教育学校が開校するまでの間も既存校の適切な維持管理が求められることから、修繕計画を策定し、平準的かつ計画的な修繕に努めます。</p>

令和4年度の監査指摘事項に対する措置状況について

坂部小学校

令和4年度の実地監査において、監査委員が指摘（意見・要望）した事項に対する措置状況

監 査 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【教育総務課・学校教育課】</p> <p>(1) 一人一台端末の導入により、一人一人の理解度に応じた個別学習及び指導が可能となったほか、各自の意見等を即時に共有することができるなど、授業内容の幅が広がっている。今後についても、ICTを積極的、効果的に活用した授業づくりに努めることで、なお一層の指導体制の充実を図っていただきたい。</p> <p>(2) 消防署の立ち入り調査や定期点検等において指摘された消防機器等の不具合については、人命に係わることであるので、今後においても迅速な対応をお願いしたい</p>	<p>(1) 本年度、新たに配置したICT支援員を、児童生徒支援、教職員支援、校務支援等、効果的に活用することで、校内におけるICT活用を推進していきます。</p> <p>また、市主催のICT研究員研修会を充実させ、校内のICT研修員と連携を図ることで、個別最適な学びや協働学習の質を高めていきます。</p> <p>(2) 定期点検により指摘された印刷室火災感知器については、令和5年度の当初予算に計上しており、認められれば早急に改修していきます。</p> <p>また、防火扉安全装置未装着については、設置当時の規格には適合していたが、現在の規格では不適合となる「既存不適合」の施設であるため、今後、改修する必要が生じた場合は、現在の規格に適合したものに整備していきます。</p>